

船橋基署発 0116 第 1 号

平成 31 年 1 月 16 日

各関係団体の長 殿

船橋労働基準監督署長



労働災害の増加に対応した労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の昨年の死亡労働災害の発生状況は 12 月末現在、別紙のとおり 6 名の尊い命が失われています。それらの事案を見ると災害と直接の因果関係にある法違反をはじめ作業管理や安全管理を早急に改善すべき点が認められます。

また、平成 30 年 12 月末までに当署に届け出られた休業 4 日以上となる死傷災害は、（休業 4 日以上）を見ても、1,333 件に上り、昨年同期（1,251 件）と比して、6.6 パーセント増加しています。

労働災害は、私たちに、深い悲しみと後悔、今後への不安をもたらすものであって、その減少、撲滅のため更なる取り組みを進めることは喫緊の課題であります。このようなことから当署としては、関係事業者、労働災害防止団体、関係機関に対し、労働災害防止のための緊急要請を行うこととしました。

つきましては、下記事項に特にご留意の上、労働災害防止対策の強化を図るよう、貴機関の関係各位に対する周知・啓発指導等をお願い致します。

記

1 「機械、設備、作業場所の安全確保」と「点検の実施」

平成 30 年中の労働災害を見ると、危険箇所へ立入り、その結果被災したものが複数認められ、その原因として、立入禁止区域の未設定、有効な（非常）停止装置の未設置・未整備、高所作業における手すりや昇降設備の未設置などの問題を認めました。

また、“そもそもなぜ危険箇所が作業場内で見過ごされていたか”という観点から見ると、“このような環境で、目的の作業を行えば、どのような行動が生じるだろう”という作業者の行動がイメージできないまま、いわば放置されたケースも認められました。

既存の機械、設備、作業場所の点検も確実に実施してください。

2 転倒と腰痛防止対策の徹底

平成 30 年中の労働災害を見ると、転倒災害及び腰痛が多数を占めており、この傾向は、業種により差はあれど共通しています。

職場から危険をなくす 4 S 活動の実施や危険箇所の「見える化」で情報共有する等、作業者の「動作」と「行動」を意識した作業環境と作業方法の改善を推進してください。

3 リスクアセスメント・安全衛生マネジメントシステムの確実な実施

各種の指針^{※1}において、リスクアセスメントは設備、原材料、作業方法または作業手順を新規に採用したときや、機械設備等の経年劣化や新たな安全衛生にかかる知見の集積などによりリスクに変化が生じ、または生じるおそれのある時に実施することとされています。

平成30年中の労働災害を見ると、事業場としてリスクアセスメントが全く実施されていないわけではないが、長期にわたり非常停止装置がない設備を使用させたものや低頻度の作業にて用具の安全機構（フックの外れ防止対策等）が不備なまま作業させ、その結果死亡及び重篤な労働災害の発生に至ったケースもありました。

職場の実情を踏まえたPDCAサイクルを確実に回してください。

4 ガイドライン等、自社の災害及びヒヤリハット事例を活用した対策の推進

労働災害は、業種や特定の作業によってその発生頻度の高いものが認められますが、その防止のためのガイドラインについては、近年でも策定・改定され、新たな安全衛生にかかる知見が集積されてきています^{※2}。また、自社で発生した災害についての分析と対策、KY・ヒヤリハット事例も職場にマッチした貴重な情報です。踏まえて災害の未然防止に取り組んでください。

※1 安全に関する主要指針・通達等

- ・第13次労働災害防止計画の策定について（平成30年2月28日 厚生労働省発基安0228第1号）
- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年4月30日 労働省告示第53号）
- ・危険性又は有害性等の調査等に関する指針
（平成18年3月10日 危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号）
- ・派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について（平成21年3月31日 基発第0331010号）
- ・労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針
（平成元年5月22日 能力向上教育指針公示第1号）

※2 管内の災害多発業種と関連するガイドライン

- ・食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン（平成7年4月7日 基発第220号の2）
- ・玉掛け作業の安全に係るガイドライン（平成12年2月24日 基発第96号）
- ・陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日 基発0325第1号）
- ・労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン
（平成26年3月28日 基発0328第6号）
- ・交通労働災害防止のためのガイドライン（平成20年4月3日 基発第0403001号）

☞ これらの指針やガイドラインは、☞ [中災防 安全衛生情報センター](#) で検索できます。